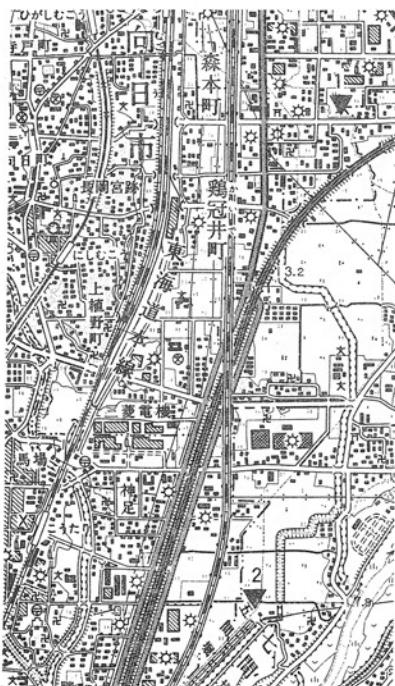


## 京都・長岡京跡（1）



（京都西南部）

- 1 所在地 一 京都市南区久世大藪町、二 伏見区淀水垂町
- 2 調査期間 一 一九九〇年（平2）六月～八月、二 一九九〇年七月～一九九一年五月
- 3 発掘機関 勅京都市埋蔵文化財研究所
- 4 調査担当者 一 鈴木廣司・上田栄治、二 木下保明・上村和直  
・吉崎伸
- 5 遺跡の種類 都城跡
- 6 遺跡の年代 八世紀末
- 7 遺跡及び木簡出土遺構の概要

一九九〇年度に長岡京跡で、木簡の出土した調査は左京六件、右京一件の計七件あり、その発掘調査は三機関にわたっている。勅京都市埋蔵文化財研究所は、このうち左京第二五〇次・左京第二五一、次調査の二件を担当している。

### 一 左京一条四坊四町（左京第二五〇次調査）

調査地は左京一条四坊四町の推定地にあたり、一条大路の検出が期待されたが、調査の結果、調査地は西側に遺構面が一部残存しているものの、大半は旧河川の流路と判明した。長岡京期の遺構は土坑・柱穴を検出したが、条坊に関連する遺構は認められなかった。中久世・大藪・東土川の地区では、これまでの発掘・立会調査で最大幅約一八〇mを測る北西方向から南東方向の傾きをもつ旧河川を確認している。この流路は下層に弥生時代から古墳時代の遺物を包含しており、奈良時代には久世中学校構内で検出したような大規模な護岸施設もみられるが、室町時代には姿を消している。今回検出した流路もその一部と考えられる。

木簡一点及び人面墨書土器の破片二点は、流路の肩口に沿って堆積する腐植土層から長岡京期の土器類とともに出土した。

### 二 左京七条三坊一・二町（左京第二五一次調査）

調査地は長岡京左京七条二坊と三坊に推定され、長岡京の南東部にあたる。南東約三〇〇mには桂川が西南流しており、付近一帯は湿潤な水田地帯である。

調査は京都市清掃局の埋め立て処分地建設に伴うもので、総面積は約一三haに及ぶ。今年度はこのうち約三万m<sup>2</sup>を対象として調査を実施した。

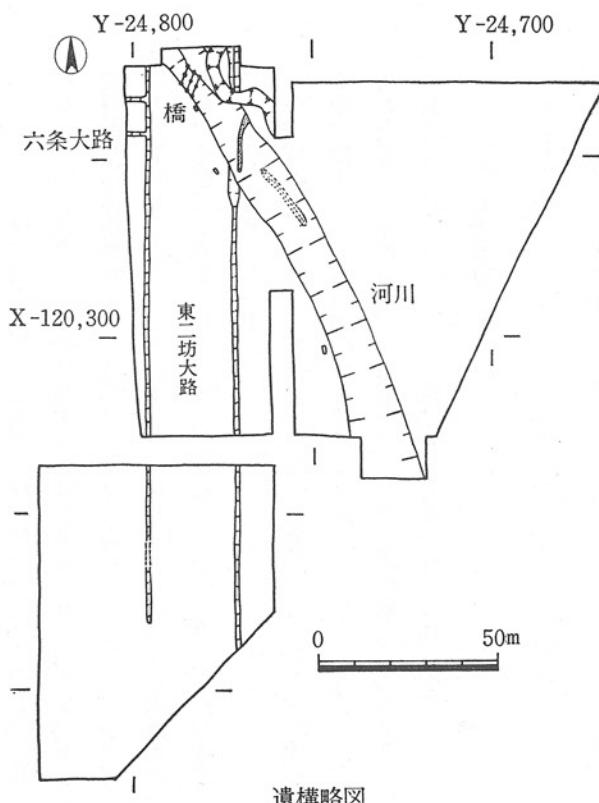
今回の調査では条坊関係の遺構として東二坊大路と六条大路を検出した。調査区の北西部でこれらの交差点を確認したが、六条大路は東二坊大路の東側では確認できなかつた。したがつてこの交差点はT字路である。東二坊大路は当初の予想通り東西両側溝を検出し、幅員約二五mの大路規模の道路である。これに対し六条大路は南北両側溝間約一〇mの小路規模の道路であつた。近年、長岡京南部の調査では、東西方向の大路の位置と推定されていたところで小路規模の道路が検出され、逆に条間小路の位置と推定されていたところで大路規模の道路が検出される例が増加している。このため従来の長岡京の条坊復原案が二町分、南北いずれかにずれていることが指摘されている。

検出した交差点付近には幅五～一〇m、深さ一mあまりの河川が、北西から南東方向に横切つてゐる。この河川には桁行二間(約五・四m)・梁行二間(約五m)の橋がかかっている。橋の方向はいずれの道路に対してもややふれており、平面の形状もややひずんだ平行四辺形という変則的なものである。橋脚は掘立柱式と杭打ち式を併用した形式で、九カ所のうち八カ所に柱根が残存していた。

河川にはこの他に、水量調節用と考えられるしがらみ状の遺構が

二カ所に認められている。また、岸部に沿つて小型の木棺墓三基、甕棺墓一基を検出している。しかし、宅地内の調査では、建物・井戸などの生活関連の遺構は一切確認できなかつた。

遺物は河川の堆積層から多量に出土している。木簡をはじめ土師器・須恵器などが認められるが、大半は人面墨書き土器、土馬、模型カマド、人形などの祭祀遺物である。特に人面墨書き土器はほぼ完形



遺構略図

に復原できるものだけで一五〇点をこえ、長岡京域で最大の出土量をほこる。この他に土師器・須恵器の杯や杯蓋に「井」「福満」「中」と墨書きしたものがある。

今回の調査地一帯は、遺構の状況や出土遺物の内容からみて、京域内であるものの、居住空間ではなく、祭場や葬送儀礼の場として利用されていたと推測される。また、六条大路が東二坊大路で行き止まりになっている状況や、東三坊側には低湿地状を示す土層の堆積が広がっていることから、当地が実質的な長岡京の南東の端にあたるものと考えられよう。

#### 8 木簡の釈文・内容

##### 一 左京一条四坊四町

(1) 「▽大宰府宰□塙二斗▽」

121×21×4 031\*

「大宰府」と記された木簡は、長岡京域では初出である。上下に切り込みのある完形品であるが、切り込みの角度が緩やかで、切り込みから端部までの長さが短い。このような形状の類似品を、平城宮跡出土の西海道荷札や大宰府跡出土の付札に見いだすことができるので、本木簡は大宰府で製作された木簡の特徴を備えていると判断される。

「大宰府」は「大宰帥」を指すと思われ、八世紀末の使用例として注目される。「盧」は、皇親、摂政、関白、大臣、大納言が個

人の休息、止宿所として与えられる「直盧」「宿盧」のことと考えられる。こうした施設は、宮内のみならず宮外にも置かれた例が知られている。

通常、貢進物荷札の場合、貢進主体(地名・人名)から書き始めるが、本木簡の場合それは意味が通じがたい。冒頭の「大宰府宰〔盧カ〕」は、宛所・所属を記したものと推定でき、本木簡の性格を、大宰府から在京の大宰帥宛に送られた物品に付されたものと解釈しておきたい。

なお、大宰府跡出土木簡に「帥卿御料六端卅三〔斤カ〕」と記した付札があり、帥への季禄の支給に関するものと推定されている(九州歴史資料館『大宰府史跡出土木簡概報』一 第八号木簡)。ちなみに、長岡京期の大宰帥としては、延暦四年(七八五)七月から大納言藤原継繩の兼任、延暦五年四月から延暦八年正月まで左遷的人事による参議佐伯今毛人の任例が知られる。

今回の調査で出土したのは、この荷札木簡一点であるが、木簡が大量に出土し、造営用物資の陸揚げ地と推定されている左京一条三坊の調査地(『木簡研究』二二参照)は、当地の北西約三〇〇mで流路の上流に位置することから、同地との関連が考えられよう。

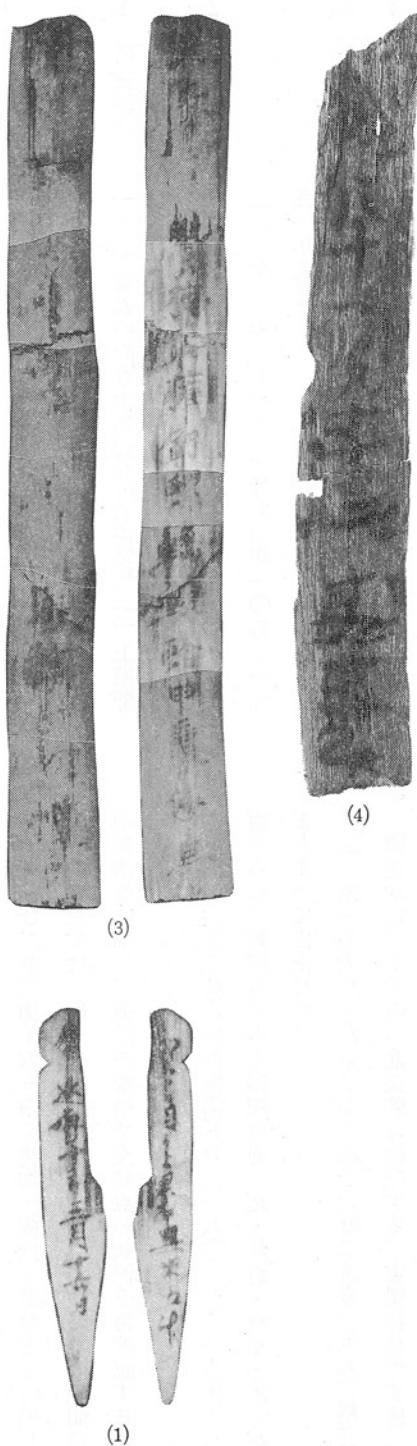
##### 二 左京七条三坊一・二町

(1) •「▽□□□□□□□黒米五斗」

•「▽□延暦十年三月十六日」

142×21×2.5 033

1990年出土の木簡



(1)(2)はその形状から荷札木簡と考えられる。(1)の表面には荷の内容と量、裏面には日付が記されている。日付の延暦一〇年は七九一年にあたり、長岡京期のものであることを裏づけている。(2)の嘉麻郡は筑前国に属し、現在の福岡県嘉穂郡・飯塚市・山田市にまたがる地域である。

(3)(4)はともに習書木簡と考えられる。(3)の表面には水産物の、裏面には服飾関係の単語が列記されている。擁劍は蟹の一種のカサメ『和名抄』卷八)・沙魚はサメである。

二 鈴木廣司、二 吉崎 伸